広島県告示第八百八十九号

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安

令和七年十月十六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一保安林予定森林の所在場所

府中市木野山町字角目北平小原奥一一〇〇七の一から一一〇〇七の三まで、 字横谷山松

林寺奥一〇六六一、一〇六六三、一〇六七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

一指定施業要件

1 立木の伐採の方法

─ 主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び府中市役所